



牧山みかん園より太平洋を望む

## 今月の主な行事

- 1日 栄養学級 (9:30 中公)
- 3日 陸上記録会 (門中)  
華道、茶道、らん、おもと展 (4日まで 中公)  
剣道大会 (武道館)
- 4日 道路愛護デー
- 6日 中須土地区画整理事業竣工式 (役場)  
乳児検診 (7日まで 中公)
- 7日 県北消防大会 (13:00 延岡市)
- 8日 一次検診精密 (役場)
- 9日 幼児学級 (10:00 中公)
- 11日 交通安全町民大会 (10:00 門小)  
少年、女子ソフトボール大会 (農高)  
テニス大会 (農高)
- 13日 一次検診精密 (15日まで 役場)
- 16日 高令者学級 (9:00 中公)
- 18日 民謡、民舞発表会 (9:00 中公)  
女子バレーボール大会 (農高)  
ソフトボール大会 (農高)
- 20日 中央婦人学級 (9:00 中公)
- 23日 美術産業展 (24日まで 中公)
- 25日 サッカー大会 (門中)、卓球大会 (門中)  
男子バレーボール大会 (門小)
- 29日 成人病学級 (9:00 中公)



## 門川町民憲章

わたくしたち門川町民は生きる  
喜びを感謝し明るい家庭と住み  
よい町をつくるためこの憲章を  
定めます。

- 一、健康な心身を育てましょう。
- 一、力一ぱい仕事に励みましょう。
- 一、明るくあいさつを交しましょう。
- 一、進んできまりを守りましょう。
- 一、豊かな文化をきづきましょう。

## 10月1日現在人口

| 世帯数              | 男                | 女                | 計                  |
|------------------|------------------|------------------|--------------------|
| 5,025<br>(5,023) | 8,647<br>(8,646) | 9,474<br>(9,468) | 18,121<br>(18,114) |

# 交通安全モデル町 交通安全町民大会

期日 11月11日(日)  
会場 門川小学校体育館



交通安全市町村リレー  
門川町長より延岡市長へメッセージ伝達

## 主題 交通事故〇をめざして

町民こそぞって  
参加しましょう！  
急激な車の増加により、交通事故  
故も日を追って増加の傾向にあり  
ます。  
門川町内における交通事故によ  
る死亡者もすでに二名を数え、尊  
い生命が少しの不注意や、無理な  
運転により失われ、多くの人が悲  
しい生活を余儀なくされています  
門川町も最近車がめざましく増  
加し、交通事故も十号線だけでな  
く田舎道でも起きています。  
いまや交通事故防止は警察、町、

学校などだけではどうにもならな  
い時期にきました。町民の皆さん  
総てが自分のことと真剣に考え、  
一人一人が交通規則を良くまもり  
実践されてこそ始めて交通事故防  
止ができるものと考えます。  
この時にあたり、町民総ての方  
々が一堂に会し、交通安全推進活  
動状況や交通安全に対する提言を  
行うとともに、交通安全教育の課  
題を探り、今後の交通安全対策の  
あり方を話し合うため、本大会を  
開催するものであります。  
主催 門川町交通安全対策協議会  
日向地区交通安全協会  
門川支部

## 町職員採用

左記のとおり門川町職員採用初  
級及び上級試験を行いますのでお  
知らせします。

### 一、区分試験、採用予定人員及び 職務内容

試験は次の区分試験ごとに行い  
ますが、このうち希望するいづれ  
か一つについてだけ受験できます  
申込締切後は区分試験の変更は

### (日程)

| 受<br>付 | 開<br>会<br>行<br>事<br>及<br>び<br>表<br>彰<br>式 | 意<br>見<br>発<br>表<br>及<br>び<br>公<br>表 | 昼<br>食<br>ア<br>ト<br>ラ<br>ク<br>シ<br>ョ<br>ン | 記<br>念<br>講<br>演 | 交<br>通<br>安<br>全<br>宣<br>言<br>の<br>採<br>択 | 閉<br>会<br>行<br>事 |
|--------|-------------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------------|------------------|-------------------------------------------|------------------|
| 9.20   | 9.50                                      | 11.00                                | 12.10                                     | 13.10            | 14.30                                     | 15.00            |

- 活動報告  
宮崎鑄機(株)  
草川小学校交通安全委員会  
○意見発表  
町内小中学校児童生徒代表  
交通指導員代表

認めません。

- (上級) 保健婦(一名)  
(初級) 保母(若干名)  
(一) 一般事務(若干名)

### 二、受験資格

- (一) 学歴(学歴は問いません)  
(二) 年齢等

- (1) 保健婦  
昭和十九年四月二日から昭和三十  
四年四月一日までに生れた者  
で保健婦の資格を有する者

### (2) 保母

- 昭和二十九年四月二日から昭和三十  
七年四月一日までに生れた  
者で保母資格を有する者(但し  
昭和五十四年度の試験において  
資格取得見込の者も含みます)

### (3) 一般事務

- 昭和二十九年四月二日から昭和三十  
七年四月一日までに生れた  
者

- ※保母、一般事務ともに高等学校  
卒業程度の学力を有します。

### 三、欠格条項

- 次のうちいずれ一つに該当する  
者は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者  
(2) 禁治産者及び準禁治産者  
(3) 禁固以上の刑に処せられ、そ  
の執行を終るまで、又はその  
執行を受けることがなくなる  
までの者  
(4) 日本国憲法施行の日以後にお  
いて、日本国憲法又はその下

### 四、試験の日時、場所及び合格者 発表

- 試験は第一次試験及び第二次試  
験とし、第二次試験は第一次試  
験の合格者に対して行います。  
(一) 第一次試験  
(ア) 日時(予定)  
昭和五十四年十二月二日(日)  
午前九時から午後三時まで  
(イ) 場所  
門川町西栄町  
門川町立門川中学校(予定)

- (二) 第二次試験  
昭和五十四年十二月下旬(予定)  
第一次試験合格者に対して行  
います。

### 五、試験の方法

- (ア) 保健婦、一般事務  
教養試験、作文試験について  
行います。

- (イ) 保母  
教養試験、専門試験について  
行います。

- ※教養試験は公務員として必要  
な一般的知識及び知能につ  
いて多肢選択式による筆記試験  
を行います。

- ※専門試験は区分試験に応じた  
専門的知識、技術、又はその  
他の能力についての多肢選択  
式による筆記試験を行います

※作文試験は表現力、課題に対  
する理解力、その他の能力に  
ついての記述式による筆記試  
験を行います。

### (ウ) 第一次試験合格者発表

- 昭和五十四年十二月下旬(予  
定)に門川町役場掲示板に掲  
示するとともに合格者に通知  
します。

### 六、受験手続

- 一、申込用紙は門川町役場総務  
課で交付します。

- 二、受験申込みは申込書に必要  
な事項を記入の上、門川町役  
場総務課に提出して下さい。

- 三、受付期間は昭和五十四年十  
月二十四日(木)から昭和五十  
四年十一月十三日(火)まで門  
川町役場総務課で受け付けます  
平日は午前八時三十分から午  
後五時まで、土曜日は正午ま  
で。郵送の場合は十一月十三  
日(火)までの消印のあるもの  
に限り受け付けます。

### 七、給与

- 給与は門川町一般職の職員の給  
与に関する条例に基づいて支給  
されます。

### 八、その他

- この試験についての問合せは門  
川町役場総務課(電話三一一一  
四〇番)にご連絡下さい。

## 秋の全国火災 予防運動

11月26日～12月2日



## “仲たがい”で火は消える

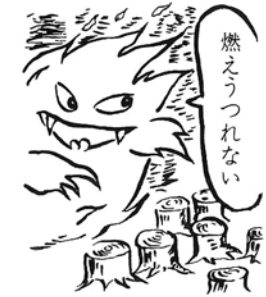
### 火の三要素

火が出る——ものが燃えるた  
めには、「燃えるもの」と「空  
気(酸素)」と「熱」が必要で  
す。これは、いわば「火の三要  
素」といえます。このうち、ど  
れか一つでも欠けると、物は燃  
えません。  
つまり火を消すということとは、  
この「燃える三要素」のどれか  
一つを取り除く、あるいは、し  
や断してやればよいということ  
です。  
わたしたちは、ふだん家庭の

### 燃えるものを 取り除く

### 除去消火

例としては、ガス火災のとき  
など元々を閉めて「火元」を  
断ったり、山火事るとき、周囲  
の木を切って延焼を防ぐ場合な  
どがあります。



動の妨げになるような物を置かないようにしましょう。  
▽車を駐車させるときは、消防水利の上や近くに止めないようようにしましょう。もし駐車すると、道路交通法によって罰せられます。  
▽防火水そうなどの消防水利に、ゴミや物を投げこまないようにしましょう。また、子供たちをさく内では遊ばせないように気をつけてください。



（河川、池、沼、海）火災の場合は、大きな役割を果たします。  
火災の消火作業は、一分一秒を争います。日ごろから、「消防水利」をいつでも使えるような状態にしておくことが大切です。次の点に注意しましょう。  
▽消防水利の近くに、消火活

空気（酸素）を断つ  
窒息消火

天ぶらをあげていて電話がかかり、うっかり長話になって戻ってみると、なべに火がはいっている——こんな時とつさに、なべにフタをすると酸素が断たれ、火は消えます。  
また、倒れた石油ストーブが燃えだしたときは、シートなどを水にぬらしてかぶせると消すことができます。  
このような消火方法が、窒息消火です。



熱を下げて消す  
冷却消火

火事と聞いたら、まず「水」と反射的にビンとくるほど、水は冷却消火のチャンピオンです。また、天ぶらなべに火がはいったときなど、手近にある野菜を入れるのも冷却消火の一つの方法です。

石油ストーブの取り扱い



石油ストーブによる火災の原因は、火を消さずに給油したり、出入り口など人のよく通るところに置いていて転倒させたり——といった取り扱い上の不注意によるものがほとんどです。  
暖房には欠かせない石油ストーブですが、取り扱い方一つで恐ろしい「火魔」に変身します。日常の取り扱いには、次の点を特に気をつけてください。  
（給油する場合）  
▽灯油を入れるときは、必ずいったん火を消すこと。火



（新しく買った場合）  
▽「対震自動消火装置」のついたものを選び、説明書をよく読んでから使用する。  
▽使用する部屋に合った構造の機種を選ぶ。

をつけたまま補給するのは危険です。  
▽給油中にこぼれた油は、よくふきとる。  
（置き場所）  
▽カーテンやふすまなど燃えやすいもののそばや、上から物が落ちるかもしれない下の下などには置かない。  
▽人の出入り口や通路などは転倒の危険があるので避ける。  
▽移動させる場合は、いったん火を消す。火をつけたまま持ち運ぶのは危険です。  
（周囲の状況）  
▽新聞や雑誌など燃えやすいものは、そばに置かない。  
▽ヘア・スプレー、マニキュア、接着剤など引火性のあるものは、そばで取り扱わない。

消防水利

いざというときのために

「消防水利」という言葉を存じですか。  
これは、火災現場にかけつけた消防隊が、緊急に使用する消火用の水です。  
「消防水利」には、どんなものがあるかといいますと、  
（消火せん）道路などに設けられており、ふだんは鉄板等でふたをしてあります。  
（私設消火せん）デパートやビルなどに設置されています。  
（防火水そう）公園、広場、空き地などにあって地震などの非常災害のときは、飲料水として利用されるものもあります。  
（プール）学校などのプールの水も、火災のときは消火に役立ちます。



第二十五回

財政事情の公表

昭和五十三年年度決算について

昭和五十三年度は、国内外経済の正常化を速やかに達成する見地から、異例の措置として公共投資の大幅拡大がなされ、景気回復の兆しをみましたが、増大する需要に財政事情は一段と厳しさを増して参りました。  
本町もこのような情勢のもとで国県政策の動向と同一基調に立ち経常的消費経費は極力節減につとめ、町民生活の安定確保と福祉の充実を図りつつ、住み良い町づくりに努力してまいりました。ここに昭和五十三年年度の決算概要を説明いたします。

一、決算の概要

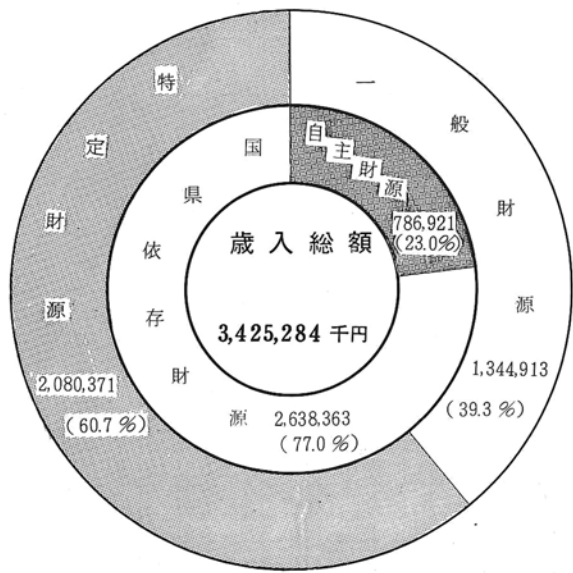
昭和五十三年年度一般会計の予算・最終予算  
規模は次のとおりであります。  
・当初予算（骨格）  
二拾億一千六百九拾一万六千円  
・町長改選による肉付補正  
七億六千八百七拾万五千元  
・国県補助等の決定による補正  
その決算額は次表のとおりです

（第一表）一般会計決算額の推移（単位：千円）

| 区 分           | 年 度 | 5 2       | 5 3       | 伸率   |
|---------------|-----|-----------|-----------|------|
| 歳入総額          | A   | 2,808,174 | 3,425,283 | 22.0 |
| 歳出総額          | B   | 2,714,899 | 3,282,636 | 20.9 |
| 形式収支(A-B)     | C   | 93,275    | 142,647   | 52.9 |
| 翌年度へ繰越すべき財源   | D   | 51        | 0         | -    |
| 実質収支(C-D)     | E   | 93,224    | 142,647   | 53.0 |
| 単年度収支(E-前年度E) | F   | 35,725    | 49,423    | 38.3 |

この表は最近二ヶ年の決算収支の状況であります。  
昭和五十三年年度の単年度収支額は四千九百四拾二万三千円となっておりますが、その要因は  
（一）税収が予定以上に伸びたこと  
（二）国の補助金が予定以上に交付されたこと  
（三）全般的に経費の節減を行なったこと  
などによるものであります。  
二、収入の状況  
歳入の中、一番大きな割合を占めているのが、国庫支出金で全体の二二・四％にあたり、次で地方交付税の二二・三％、町債の一九・六％、町税一三％の順となっております。

第1図 財源構成



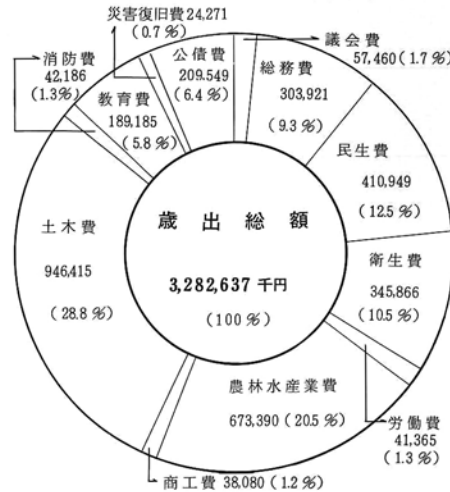


(第四表) 昭和53年度一般会計決算額の状況

(単位：千円)

| 区 分       | 昭和53年度    |       | 昭和52年度    |       | 比 較 増 減           |                 |
|-----------|-----------|-------|-----------|-------|-------------------|-----------------|
|           | 決算額(A)    | 構成比   | 決算額(B)    | 構成比   | (A)-(B)<br>増減額(C) | (C)÷(B)<br>×100 |
| 議 会 費     | 57,460    | 1.7   | 47,952    | 1.8   | 9,508             | 19.8            |
| 総 務 費     | 303,921   | 9.3   | 316,154   | 11.6  | △12,233           | △ 3.9           |
| 民 生 費     | 410,949   | 12.5  | 374,865   | 13.8  | 36,084            | 9.6             |
| 衛 生 費     | 345,866   | 10.5  | 287,473   | 10.6  | 58,393            | 20.3            |
| 労 働 費     | 41,365    | 1.3   | 39,645    | 1.5   | 1,720             | 4.3             |
| 農林水産業費    | 673,390   | 20.5  | 436,446   | 16.1  | 236,944           | 54.3            |
| 商 工 費     | 38,080    | 1.2   | 36,235    | 1.3   | 1,845             | 5.1             |
| 土 木 費     | 946,415   | 28.8  | 679,726   | 25.0  | 266,689           | 39.2            |
| 消 防 費     | 42,186    | 1.3   | 36,432    | 1.3   | 5,754             | 15.8            |
| 教 育 費     | 189,185   | 5.8   | 181,470   | 6.7   | 7,715             | 4.3             |
| 災 害 復 旧 費 | 24,271    | 0.7   | 27,010    | 1.0   | △ 2,739           | △ 10.1          |
| 公 債 費     | 209,549   | 6.4   | 192,378   | 7.1   | 17,171            | 8.9             |
| 諸 支 出 金   | 0         | —     | 59,113    | 2.2   | △59,113           | —               |
| 歳出合計      | 3,282,637 | 100.0 | 2,714,899 | 100.0 | 573,216           | 21.1            |

第3図 昭和53年度一般会計歳出構成

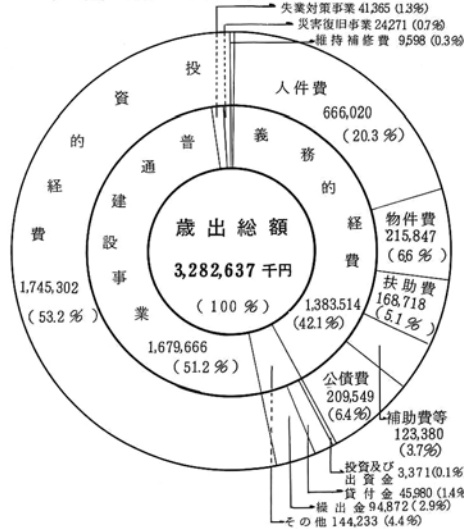


(第五表) 昭和53年度一般会計決算額の状況 (性質別)

(単位：千円)

| 性 質 別     | 昭和53年度    |       | 昭和52年度    |       | 比 較 増 減           |                 |
|-----------|-----------|-------|-----------|-------|-------------------|-----------------|
|           | 決算額(A)    | 構成比   | 決算額(B)    | 構成比   | (A)-(B)<br>増減額(C) | (C)÷(B)<br>×100 |
| 人 件 費     | 666,020   | 20.3  | 607,523   | 22.4  | 58,497            | 9.6             |
| 物 件 費     | 215,847   | 6.6   | 181,592   | 6.7   | 34,255            | 18.9            |
| 維持補修費     | 9,598     | 0.3   | 6,591     | 0.3   | 3,007             | 45.6            |
| 扶 助 費     | 168,718   | 5.1   | 154,336   | 5.7   | 14,382            | 9.3             |
| 補 助 費 等   | 123,380   | 3.7   | 90,293    | 3.3   | 33,087            | 36.6            |
| 公 債 費     | 209,549   | 6.4   | 192,378   | 7.1   | 17,171            | 8.9             |
| 投資及び出資金   | 3,371     | 0.1   | 3,180     | 0.1   | 191               | 6.0             |
| 貸 付 金     | 45,980    | 1.4   | 38,484    | 1.4   | 7,496             | 19.5            |
| 繰 出 金     | 94,872    | 2.9   | 74,504    | 2.7   | 20,368            | 27.3            |
| 投資的経費     | 1,745,302 | 53.2  | 1,366,018 | 50.3  | 379,284           | 27.8            |
| (1)普通建設事業 | 1,679,666 | 51.2  | 1,299,531 | 47.9  | 380,135           | 29.3            |
| (2)災害復旧事業 | 24,271    | 0.7   | 27,010    | 1.0   | △ 2,739           | △ 10.1          |
| (3)失業対策事業 | 41,365    | 1.3   | 39,477    | 1.4   | 1,888             | 4.8             |
| 合 計       | 3,282,637 | 100.0 | 2,714,899 | 100.0 | 567,738           | 20.7            |

第4図 昭和53年度一般会計性質別決算構成



(第二表) 昭和53年度一般会計歳入歳出決算額の状況

(単位：千円)

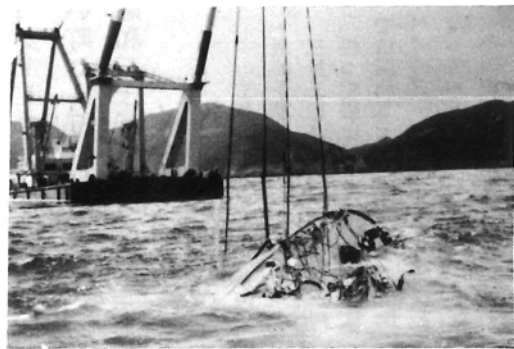
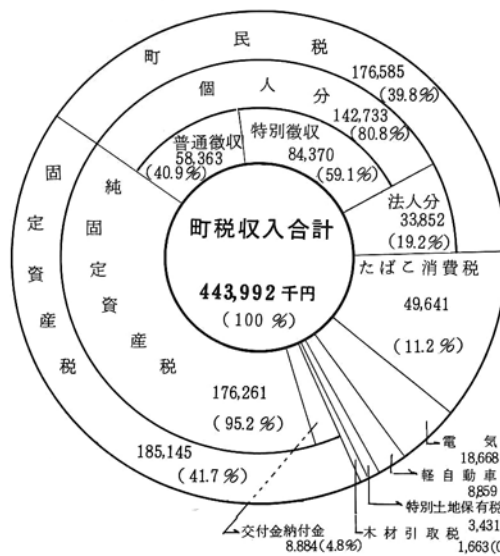
| 区 分                | 昭和53年度    |       | 昭和52年度    |       | 比 較 増 減            |         |
|--------------------|-----------|-------|-----------|-------|--------------------|---------|
|                    | 決算額(A)    | 構成比   | 決算額(B)    | 構成比   | 増 減 額<br>(A)-(B)=C | C÷B×100 |
| 1. 町 税             | 443,992   | 13.0  | 377,146   | 13.4  | 66,846             | 17.7    |
| 2. 地 方 譲 与 税       | 21,953    | 0.6   | 21,586    | 0.8   | 367                | 1.7     |
| 3. 自動車取得税交付金       | 19,743    | 0.6   | 16,565    | 0.6   | 3,178              | 19.2    |
| 4. 地 方 交 付 税       | 763,425   | 22.3  | 648,042   | 23.1  | 115,383            | 17.8    |
| 5. 交通安全対策特別交付金     | 2,525     | 0.1   | 2,186     | 0.1   | 339                | 15.5    |
| 6. 分 担 金 及 び 負 担 金 | 31,444    | 0.9   | 30,622    | 1.1   | 822                | 2.7     |
| 7. 使用料及び手数料        | 40,205    | 1.2   | 36,243    | 1.3   | 3,962              | 10.9    |
| 8. 国 庫 支 出 金       | 766,029   | 22.4  | 660,901   | 23.5  | 105,128            | 15.9    |
| 9. 県 支 出 金         | 392,188   | 11.4  | 288,485   | 10.3  | 103,703            | 35.9    |
| 10. 財 産 収 入        | 8,433     | 0.3   | 12,402    | 0.4   | △ 3,969            | △ 32.0  |
| 11. 寄 附 入 金        | 1,103     | —     | 5,075     | 0.2   | △ 3,972            | △ 78.3  |
| 12. 繰 入 金          | 0         | —     | 58,198    | 2.1   | △ 58,198           | —       |
| 13. 繰 越 金          | 93,275    | 2.7   | 57,499    | 2.0   | 35,776             | 62.2    |
| 14. 諸 収 入          | 168,469   | 4.9   | 108,224   | 3.8   | 60,245             | 55.7    |
| 15. 町 債            | 672,500   | 19.6  | 485,000   | 17.3  | 187,500            | 38.7    |
| 歳 入 合 計            | 3,425,284 | 100.0 | 2,808,174 | 100.0 | 617,110            | 22.0    |

(1)財源の構成  
財源の構成についてみると、歳入のうち町全体で調達できる町税、使用料及び手数料等の自主財源と、国から配分される地方交付税、国庫支出金や、県補助金など

国、県に依存している財源に分けてみると第一図に示す通り、自主財源二三%、国県依存財源七七%となり自主財源の占める割合が極めて低くなっております。



第2図 昭和53年度町税の税目別収入状況



沈船漁礁設置事業  
(引き揚げられた沈船)  
批欄島沖一、五km海上

(2)町 税  
次に歳入のうち町税について概要を説明します。  
昭和五十三年年度の町税収入は総額四億四千三百九拾九万二千元で前年度に比べて六千六百八拾四万六千元、一七・七%の伸びとなっております。税目別の収入状況は次に示す第二図のとおりです。

(第三表) 町民一人当たり税負担調

(54.1.1現住)

| 税 目         | 区 分    | 一人当り   | 世帯当り    |
|-------------|--------|--------|---------|
| 1 町 民 税     | 個人分    | 9.860円 | 35.717円 |
| 2 固 定 資 産 税 | 純固定資産税 | 7.980  | 28.870  |
| 3 たばこ消費税    |        | 10.338 | 37.448  |
| 4 電 気 税     |        | 9.842  | 35.651  |
| 5 軽 自 動 車 税 |        | 2.772  | 10.041  |
|             |        | 1.042  | 3.776   |
|             |        | 495    | 1.792   |



### 三、支出の状況

昭和五十三年年度の歳出総額は、三拾二億八千二百六拾三万七千円で最終予算額三拾三億八千五百四拾万一千円に対し、九七%の執行率となっております。

支出の状況を、目的別(款別)にみてみますと第四表のとおりです。土木費が総額の二八・八%を占め次いで農林水産業費二〇・五%民生費一二・五%となっております。これを性質別に区分してみますと第五表のとおりです。

### 主 な 事 業 概 要

(1)衛生費  
町内から排出されるゴミの量は増大の一途をたどり、一日の焼却能力六トンの施設では限界に達し老朽化した施設の改修が急がれておりました。幸い町議会の皆様のご承認と国庫補助の採択が決り、昭和五十二年度から昭和五十三年度迄二ヶ年の継続事業で完成し、昭和五十四年四月から操業を開始致しております。

総工費(昭和五十二年一  
昭和五十三年度)  
四億四千三百七拾一万五千元  
(うち国庫補助一九四、九〇三  
千円 起債二四一、九〇〇千  
円)

処理能力(一日八時間運転)

三〇トン(一五トン×二基)

(2)労働費

失業対策事業就労者 十八名  
道路舗装延二、四四七、八米  
その外町内道路補修を実施した

(3)農林水産業費

農業、林業、水産業の近代化  
を進めその育成助長を図るた  
めに要した経費

(第六表) 特別会計決算状況

| 会 計 名        | (単位:千円)     |              |              |                  |
|--------------|-------------|--------------|--------------|------------------|
|              | 予算額<br>(A)額 | 歳入決算<br>(B)額 | 歳出決算<br>(C)額 | 実質収支<br>額(B)-(C) |
| 1.国民健康保険事業   | 460.062     | 474.834      | 439.032      | 35.802           |
| 2.中項土地区画整理事業 | 26.441      | 28.991       | 2.414        | 26.577           |
| 3.草川土地区画整理事業 | 253.994     | 253.986      | 248.350      | 5.636            |
| 4.公共施設整備等    | 13.367      | 13.395       | 1.539        | 11.856           |
| 合 計          | 753.864     | 771.206      | 691.335      | 79.871           |

町の会計は、一般会計のほかに四つの特別会計があります。この会計は何れもその事業自体の収入または特定収入を財源として運営されるもので、町の条例や地方公営企業法に基づいて設置され、一般会計と区別して経理されますがこれらの事業が一般会計で行なう各種の事業、または、施策とあいまって、本町発展と町民福祉の向上を推進しています。

昭和五十三年度の各特別会計の決算状況は次表のとおりです。

門川町国民健康保険事業は、発足(昭和三十一年四月一日)以来二十四年目を迎えました。この間本町における唯一の地域医療保険であり、被保険者の健康を守る保険事業として、ひたすら貢献して参ったところであります。

近年社会福祉優先の施策がとりあげられ、老人医療無料化や、高額療養費支給制度の創設等幾多の制度改善がなされました。ご承知のとおり国民健康保険は、相互扶助の精神から他保険に加入していない一般住民を対象として、病气やケガ又は出産死亡時に保険給付を行うことを目的としています。門川町国民健康保険の加入者は、三月三十一日現在で二、七八九世帯八、七六八人で町民の約四八%が加入していることとなります。

昨年度は医療費引上はなかったものの、自然増及び被保険者の増加に伴って保険給付費は前年度に比較して一人当り一八%七、二七〇円の増となり、又被保険者負担である保険税も前年に比較して一人当り二九、七三%、三、〇六五円の増税になっております。

皆さんのご協力は勿論のことながら予想以上の国庫補助金等の増額により、他市町村で見られる赤字や積立基金の取り崩しもなく健全な運営を堅持することができております。

近年における医療費は、高度な医療技術、医療機器の進歩に伴って検査づけ、薬づけと言われ、高額な医療費となることは必然的となり、医療給付費は年々増加の一途を辿っております。

被保険者の税負担は今後も過重となるばかりです。税負担を少しでも軽くするには日頃の健康管理は勿論早期発見早期治療を行い、乱診乱療を慎むことが大切な事と考えられます。五十三年度保険税は世帯当平均四二、四五一円被保険者一人当平均一三、三七五円で県下類似町村のうちでは最も安い保険税で運営することができ、五十三年度の決算は下記のとおりとなりました。

今後の国民健康保険事業運営につきましては被保険者の皆さんには国民健康保険の内容を充分ご理解頂き今後ますます国民健康保険事業の健全な運営ができますようご

1. 昭和53年度国民健康保険事業特別会計の決算は次のとおりである

| 区 分    | 予 算 額       | 調 定 額       | 収入支出の状況     |         | 不 納 額 | 未収及び不 用 額  |
|--------|-------------|-------------|-------------|---------|-------|------------|
|        |             |             | 金 額         | 予算比 調定比 |       |            |
| 歳 入    | 460.062.000 | 478.199.027 | 474.834.636 | 103.2   | 99.3  | 55.480     |
| 歳 出    | 460.062.000 |             | 439.032.499 |         |       | 21.029.501 |
| 歳入歳出差額 |             |             | 35.802.137  |         |       |            |

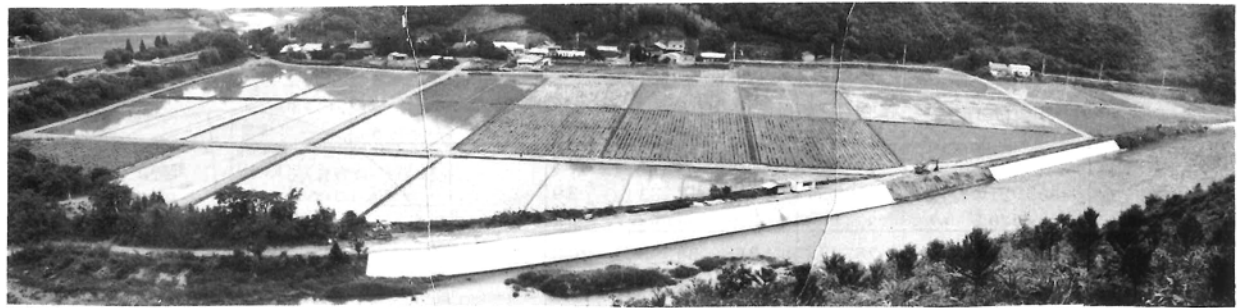


減税を行なったことによるものである。

(3)未収金三、三〇八、九二一円は保険税であり翌年度へ滞納繰越となりました。

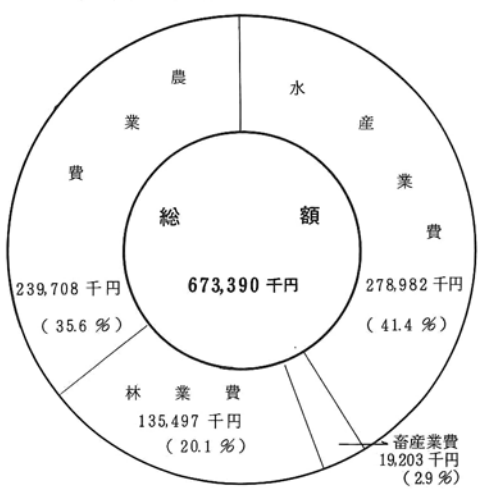
特別会計について

国民健康保険特別会計  
昭和五十三年度決算について



団体営圃場整備事業

第5図 農林水産業費事項別内訳



▽小松地区圃場整備(丸口、大池団地一七ヘクタール)七八、六八二千元 ▽地域農政特対事業(農道延長三七二、三米)二一、八五〇千元 ▽農地整備(農道、排水路整備延長二、六六八米)二四、七五〇千元 ▽林道(下ヶ原線、安者線延長二、八五〇米)六六、五〇〇千元 ▽公有林整備三三、三九三千元 ▽小型浅海漁場造成事業(乙島前の浚 九ヘクタール一四四、〇〇〇千円の六分の一負担)二五、四〇〇千元、浅海漁場開発(庵川消波堤、四〇一、六〇〇千円の十分の一負担)四〇、一六〇千元、漁港修築(門川、庵川両漁港、三三〇、二三九千円の十分の一負担)三三、〇二四千元、漁港海岸環境整備(一四四、〇〇〇千円の十分の一負担)一四、四〇〇千元等が農林水産業関係の主な事業であります。

(4)商工費

中小企業の振興を図る為、経営安定対策を推進し、観光施策を講じました。

▽経営安定小口融資預託二二、〇〇〇千元、金磯駐車場整備(一、二二五)五、〇〇〇千元

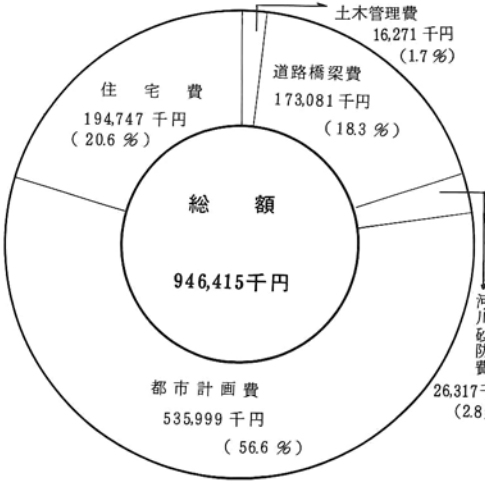
(5)土木費

道路、橋梁、砂防、土地区画整理、街路、公園、住宅等の公共施設を整備し、産業開発基盤の充実を図るために要した経費



▽道路舗装延長五、二二五、七米改良六五九、九米、上水流橋建設四五、五米、歩道改良四五二、五米、ガードレール四八七米等の経費一七三、〇八一千元 ▽上ノ山竹ノ下、大原、塩ヶ崎地区急傾斜崩壊防止事業等の経費二六、三二七千元 ▽宮ノ口土地区画整理、南町平城線街路改良、門川港線街路整備、宮ノ口都市下水路、西又都市下水路、児童公園整備等の経費五三三、九九九千元 ▽公営住宅建設一九四、七四七千元

第6図 土木費事項別内訳



三ヶ瀬 竹の下地区  
急傾斜地崩壊防止対策事業

昭和53年度水道事業剰余金計算書

(昭53.4.1から昭54.3.31まで)

| 利益剰余金の部       |             |
|---------------|-------------|
| 1. 欠 損 金      |             |
| (1) 前年度未処理欠損金 | 21,214,997円 |
| (2) 当年度純利益    | 21,914,219  |
| 当年度未処分利益剰余金   | 699,222     |
| 資本剰余金の部       |             |
| 1. 工事負担金      |             |
| (1) 前年度末残高    | 40,149,620  |
| (2) 当年度発生高    | 5,946,890   |
| (3) 当年度末残高    | 46,096,510  |
| 2. 町 補 助 金    |             |
| (1) 前年度末残高    | 2,200,000   |
| (2) 当年度発生高    | 0           |
| (3) 当年度末残高    | 2,200,000   |
| 翌年度繰越資本剰余金    | 48,296,510  |

昭和53年度水道事業剰余金処分計算書

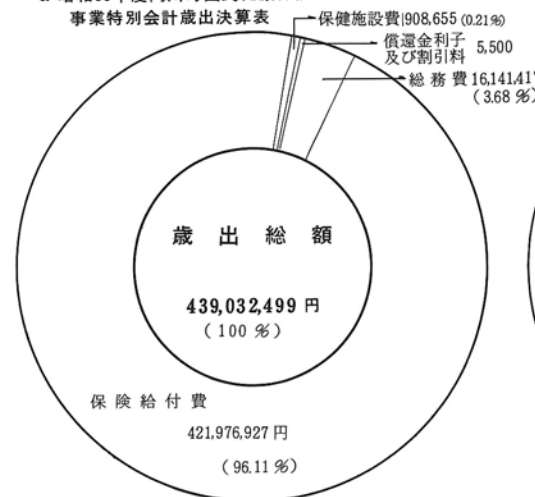
|                |          |
|----------------|----------|
| 1. 当年度未処分利益剰余金 | 699,222円 |
| 2. 利益剰余金処分額    |          |
| (1) 減 債 積 立 金  | 35,000   |
| 3. 翌年度繰越利益剰余金  | 664,222  |

昭和53年度水道事業貸借対照表

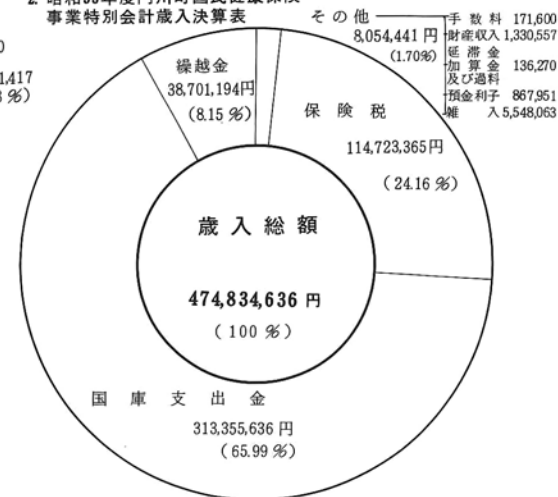
(昭54.3.31現在)

| 資 産 の 部       |             |
|---------------|-------------|
| 1. 固 定 資 産    | 500,044,597 |
| (1) 有形固定資産    | 500,010,317 |
| 土 地           | 12,248,869  |
| 建 物           | 23,264,668  |
| 構 築 物         | 345,026,863 |
| 機 械 及 装 置     | 118,682,106 |
| 工 具 器 具 及 備 品 | 413,811     |
| 車 輛 及 運 搬 具   | 374,000     |
| (2) 投 資       | 34,280      |
| 投資有価証券        | 34,280      |
| 2. 流 動 資 産    | 17,906,488  |
| (1) 現 金 預 金   | 4,734,738   |
| (2) 営 業 未 収 金 | 9,406,235   |
| (3) 貯 蔵 品     | 2,958,372   |
| (4) 仮 払 金     | 807,143     |
| 資 産 合 計       | 517,951,085 |
| 資 本 の 部       |             |
| 3. 資 本 金      | 468,955,353 |
| (1) 自 己 資 本 金 | 15,077,188  |
| (2) 借 入 資 本 金 | 453,878,165 |
| 4. 剰 余 金      | 48,995,732  |
| (1) 資 本 剰 余 金 | 48,296,510  |
| (2) 利 益 剰 余 金 | 699,222     |
| 繰越欠損金年度末残高    | 21,214,997  |
| 当年度純利益        | 21,914,219  |
| 負債資本合計        | 517,951,085 |

3. 昭和53年度門川町国民健康保険  
事業特別会計歳出決算表



2. 昭和53年度門川町国民健康保険  
事業特別会計歳入決算表



4. 保険税(現年課税)及び保険給付費

| 種別    | 区分 | 被保険者一人当 | 被保険者世帯当 | 年間平均被保険者数<br>8.706人   |
|-------|----|---------|---------|-----------------------|
| 保 險 税 |    | 13.375  | 42.451  | 年間平均世帯数<br>2.743世帯    |
| 保険給付費 |    | 47.635  | 151.187 | 翌年度繰越金<br>35,802,137円 |



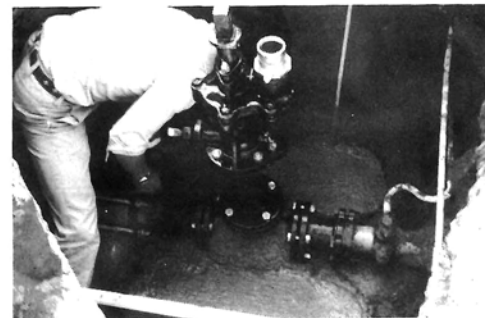
ゲートボール大会前に準備運動をする老人

昭和53年度水道事業損益計算書  
(昭53.4.1から昭54.3.31まで)

|                      |              |
|----------------------|--------------|
| 1. 営 業 収 益           | 113,584,516円 |
| (1) 給 水 収 益          | 112,579,385  |
| (2) 受 託 工 事 収 益      | 489,130      |
| (3) その他の営業収益         | 516,001      |
| 2. 営 業 費 用           | 61,250,191   |
| (1) 原 水 及 浄 水 費      | 12,765,320   |
| (2) 配 水 及 給 水 費      | 2,888,327    |
| (3) 受 託 工 事 費        | 86,944       |
| (4) 総 係 費            | 29,505,828   |
| (5) 減 価 償 却 費        | 15,921,173   |
| (6) 資 産 減 耗 費        | 5,700        |
| (7) その他の営業費用         | 76,899       |
| 3. 営 業 外 収 益         | 4,232,842    |
| (1) 加 入 負 担 金        | 3,624,000    |
| (2) 受取利息及配当金         | 98,682       |
| (3) 雑 収 益            | 510,160      |
| 4. 営 業 外 費 用         | 34,652,948   |
| (1) 支払利息及企業債<br>取扱諸費 | 34,650,708   |
| (2) 雑 支 出            | 2,240        |
| 当年度純利益               | 21,914,219   |

昭和五十三年度は、主な建設事業として給水区域内の生活環境の整備を図るため、配水施設の拡張及び改良事業を実施してまいりました。

業務内容については、昭和五十四年三月末現住において給水戸数四、〇〇五戸、給水人口一四、四〇三人となり、年間一、四一五立方メートルの用水供給を行ない増加する水需要に対処してまいりました昭和五十三年度の決算状況は別表のとおりです。



南町地区消火栓設置工事

昭和五十三年年度  
水道事業会計決算について

昭和五十五年度  
新入学児童調査について

該当児童

昭和四十八年四月二日より昭和四十九年四月一日までに生れた者。

昭和五十五年新入学児童を、十月一日現在の住民基本台帳に基づき調査し、只今学齢簿を作成中であります。

調査時点以降の転入、転出、転居等による変更、調査もれ、また住所氏名(文字)のあやまりのある場合は教育委員会宛早目に御連絡下さい。

新入学児童に対する健康診断と知能検査を十一月中に実施いたしますが、期日につきましては後日保護者宛通知いたします。

尚身体その他の事情で本年度入学が困難である場合は、就学猶予又は免除、養護学校(施設)への手続等について御相談したい方は教育委員会までおいで下さい。

松 瀬

保護者氏名

飯田 博幸  
松崎 昭寿  
三ヶ瀬 河野登志輝

五 修 一  
太 照 彦

城屋敷 中城 公孝  
白木 有紀  
中田 教子

優 幸 一人  
民 広 洋

小 園

石田 剛

徹 節 雄

小 峰

黒木 竜二

隆 太 誠

大 内

戸田 幸男

了 一 恵

上 井

黒木 光

喜 敦 春

藤 田

本 田 弥生

速 美 生

寺 原

由 美

黒 木

美 香



廣富正正優 正悦文 通和勇 三博友安 シズ国幸 武勝 安孝政高良  
美秋昭勝一巧和 夫男昇孝己次一男美明生 賞武子男一 治義忠剛 男一喜明郎

義誠孝意完一 邦武政 隆政正達伸惠秀頼孝吉喜久勇時實 修 英 邦勝文康久  
勉人次一稔郎功男久幸勇男昭義託夫三男惠行彦郎一治和 強一勇夫厚彦見治二男



富宣衛一 一芳隆  
美年生男 直夫俊  
男

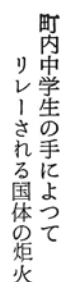
和 一 明 悦  
男 弘 廣 雄

三 正 徹 正 邦  
男 寛 夫 和 雄

双 幸 洋 輝 隆 幸 敬 良 一 文 勝 義 展 秀 藤 安 稿 隆 隆 隆 隆 敏 百 喜 東  
 美 一 明 明 行 信 藏 一 春 夫 育 隆 人 敏 雄 德 德 豐 治 史 夫 安 滉 男 德 昭 司 利 隆 穰 海 義

武福利 一裕萬 成 郁幹忠要 勝克弘 善兼 勇征修 常悦年隆  
茂床平義雄 良明男幸年明 彰明尚大夫一次 彦彦美 二郎光勉 一司之勝男男泰雄

淳正洋 一 篤 伸三征俊 征 和義恭恭忠隆尊英 征 昌知晴真  
進郎美祐 己照志守晃好郎弘明正 一巖幸明彦司之康美則 夫 茂臣勝熙吾



一 莊 重 直 俊 哲      三 義 八  
統 一 徳 彦 満 雄      正 美 雄

俊 行 勝 省 勇 孝  
正 孝 雄 利 昭 夫 雄

よつて  
国体の炬



忠茂正 伊弘太吾洋広 日出高憲軍征浩哲 雄俊秋 久孝 保 征陽光淳正幸  
一博和進榮昭志郎生視洋 男章二治夫太郎 雄守一尊子剛夫治守明 一郎一生郎一夫孝守

義雄一 滋亮重 勝成節秀 耕昭 庄義幸勝賢一 さき子 昭昌儀憲勝建清八郎 敏はつ子 真民定  
廣一郎 徳一 信竜 士泰雄 敏功 造義 太郎 行年利一 廣 美子 晴義 洋一 治 努 一 義治

弘 義 良 諭 宇 悦 秀 ス 忠 正 九 繁 榮 雅 虎 義 節 正 義 英 宏 一  
昂 敏 子 學 光 子 剛 加 代 子 一 里 具 德 マ 子 義 春 男 樹 保 肇 德 學 雄 友 男 德 正 明 一 成

中小企業倒産防止共済制度は連鎖倒産を防止するため、中小企業者の方々からあらかじめ掛金を積み立てて、相互に救済（共済金の貸付け）する国でつくられた制度です。

加入後六ヶ月以上経過して、万一取引先が倒産し、売掛金債権等の回収が困難となった場合、共済金の貸付けが受けられます。

ただいま中小企業共済事業団では、通産省中小企業庁と共催で、この制度の全国加入促進強調月間運動を実施中です。

ぜひこの機会に制度へのご加入をおすすめします。

● 制度の特色は

一、加入者は積立てた掛金総額の一〇倍の範囲内で被害額相当の共済金の貸付けが受けられます。

二、共済金の貸付けは無利子、無担保、無保証人で受けられます。

三、掛金は、法人の場合は損金、

## 中小企業者の方へ お役に立てる制度 ＜中小企業倒産防止共済＞



個人の場合には必要経費扱いになります。

● 加入できる方は  
引き続き一年以上事業を行っている中小企業者の方です。

● 毎月の掛金は  
一、毎月の掛金は、五千元、一万円、一万五千元、貳万円の四コースがあり、いずれかを自由にきめて加入できます。

二、加入後、増減額ができます。

三、加入者は掛金総額が最高尅式〇万円になるまで積立てられます。

● お問合せは  
この制度のくわしいことは、商工会、または町商工水産課へ。



(三) 下剋上の世の中  
十五世紀の後半、応仁の乱を経て戦国時代にはいると、社会全体が大きくゆれ動き、これまで賤視されていた人々の地位も向上していきましました。差別されてきた者が農地をもち、都市と商工業の発達につれて自然に富をたくわえ、社会的地位が高まってきたのです。

また、この時代は、実力と機会にめぐりあえば、たとえこれまでの身分が低くとも、人々の上位に立つことができる世の中でした。戦国大名のなかには、以前低い身分の者であった人が少なくありません。

こうして中世の賤民も解放されていったのでした。

(四) 幕藩体制と差別政策  
織田信長・豊臣秀吉の天下統一事業をひきついで徳川家康は、十七世紀のはじめ、江戸に幕府をひらき、幕藩体制の確立をめざし、さまざまな政策をうちだしました。秀吉の太閤検地と刀狩りは、武士と農民を分離し、身分を固定化する目的をもっていましたが、江戸幕府は、士・農・工・商という

## 差別をなくすために (8)



身分制度をつくり、さらにそれを固めるために、その下に「えた」「ひにん」という身分をつくりました。それぞれの身分のなかにもさらに細かい身分がつけられ、これらの身分は、代々世襲としてひきつがれていくようにされていました。



最下層の身分とされた人々は、居住地も人々の住みにくいとこに定められ、職業も犯罪人の逮捕処刑、動物の死体処理、その他の雑業など人々がきらう仕事を強制的にさせられました。

こうして、身分・職業・居住地が三位一体となって、被差別部落がつくられたのでした。これらの人々の生活は、貧しく、みじめなものでした。およそ三パーセントばかりの、日本人の一部の人々が

どうしてこのように悲惨で、非人間的なとりあつかいをうけたのでしょうか。

賤視されてはいなかったとはいふものの、農民のくらしは豊かであつたとはいえません。とくに、「水のみ百姓」といわれる下層の農民は、最低生活さえ満足にはできませんでした。江戸時代の農民は、幕府や藩を支える土台であつたので、重い年貢（税）に苦しめられていました。そして、その苦しさからのがれることはできず、土地にしばりつけられていたのです。その農民が、被差別部落の人びとを人間として扱わず、忌みきらい、これらの人びとを公然と差別することだけが、農民の苦しい生活を文えていったといつてもよいでしょう。それが、身分制度による分裂支配政策のねらいであつたといえます。「上みてくらすな、下みてくらす」の思想も、ここから生れてきたのです。

徳川幕藩体制のもとにおける差別政策は、その根本に部落差別があつて、これが身分制度のかなめ石となっていました。簡単な図式で示すならば、「差別をさせる者（士）が、「みずからも差別されながら、より下層の者を差別する者」（農・工・商）と「集中的に差別される者」（えた・ひにん）との間に、分裂と対立をひきおこすしくみになっていたのです。



## 〔小規模企業共済〕

全国加入促進強調月間  
運動実施中！

小規模企業共済制度は、いわば国でつくられた事業主の退職金制度です。

月々、掛金を払い込んでいただくことによって、事業をやめたり役員を退職したときなどの場合に法律で定められた共済金が支払われます。

ただいま中小企業共済事業団では、通産省中小企業庁と共催で、この制度の全国加入促進強調月間運動を実施中です。

将来にそなえてぜひこの機会に

小規模企業共済への加入をおすすめします。

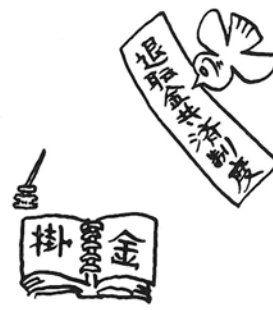
● 制度の特色は

一、掛金は全額が小規模企業共済等掛金控除として、そっくり課税対象から控除されます。

また前払いした一年以内の掛金も同様に控除されます。

二、共済金等は退職所得として取扱われますので控除額が非常に大きくなっています。

三、共済金額は法律によって定められており、その支払いも政府



が最後まで責任をもっておりますので安全、確実です。

一、一定の資格者には、その掛金の範囲内で即日貸付けが受けられる簡便な貸付制度があります。

二、常時使用する従業員が二〇人（商業とサービス業では五人）以下の個人事業主および会社や企業組合、協業組合の役員の方々です。

ひとりで、あるいは家族だけで事業を営んでいる方、また自由業の方も加入できます。

三、毎月の掛金は最高三万円（最低千円で五百円きざみ）までの範囲内で自由にきめて加入できます。

加入後、掛金は増、減額ができます。

また掛金の前払いもできます。

一、この制度のくわしいことは最寄りの金融機関、商工会、町商工水産課に問合せ下さい。

黒木 千里  
黒木 公子  
小寺なおみ  
富山 憲一  
永田 雅浩  
濱田 陽子  
廣木 里美  
山本 健一  
横山 実  
和田 輝男  
和田 博文  
庵川 東  
内山田智明  
黒木亜希子  
黒木幸一郎  
黒木 瑞代  
小川 光則  
曾川 英樹

美玉 利一 雅  
傳 則雄 幸己 春  
弘 實 幸 義  
不二 幸 義  
作 良 義  
勝 男 一 昭  
美 智子 裕  
司 裕



計 女 男  
三 一七六名  
四 一七〇名  
六 名

高橋 秀幸  
戸高衣里子  
諏訪 健一  
横井 春彦  
米澤 かつみ  
牧 山  
安田 陽二  
安田 誠  
石井 徳洋  
園田 洋美  
戸高 真紀  
永田 高  
松田 智佐  
右松 ござえ

友 新 芳 友  
一 信 雄  
勝 男 一 信  
時 義 義  
光 雄 義  
捷 吉 雄  
正 男 雄  
文 雄 雄  
建 邦 行  
好 行

## 昭和五十五年版

### 県民手帳申込受付中

県民手帳につきましては、本町においても、毎年利用者が多く、町民各位のご協力に厚くお礼申し上げます。

御承知のとおり県民手帳は、県市町村の主要統計をはじめ、各種の便覧を収録してありますので、「県民必携」の手帳として広く県民の皆様に利用していただくために、本年も左記により頒布いたしますので、多数ご利用いただきまますようお願いいたします。

記

一、申込期日  
昭和五十四年十一月十五日まで

二、申込先  
門川町役場 企画室

三、申込方法  
各地区会長、事業所又は団体の責任者を通じて申込んで下さい。

四、価格  
一部 二七〇円  
※表紙は赤色・オリブ色・黒色があります。

五、配付  
昭和五十四年十一月中旬の予定



# 「迷い子郵便物」を無くすために 住所は行政区(町)名を 使いましょう

本年、町が、行政区域をわかりやすく整理してから、半年になろうとしています。

諸事業所や、ご家庭でも、取引先、知人、親せき等、機会あるごとに知らせていらつしやることと思います。また、相手の方からのお便りで、住所の変わった人についても、住所録、名簿等を訂正されていることでしょうか。

しかし、中にはうっかりして、使いたれた住所を、そのまま使っていないでしようか。今一度、確かめてみましょう。

今までの住所の書き方として、最もわかりにくいものには、次のようなものがあります。

1. 大字門川尾末〇〇〇〇番地
  2. 大字加草〇〇〇〇番地
  3. 大字庵川〇〇〇〇番地
  4. ただ「門川町」とだけのもの
  5. 尾末、栄町、平城、加草、庵川と略式のもの
- 見ただけでも、ばくぜんとして、いって、わかりにくいですね。
- このような書き方を、門川町、区(町)名、丁目、番地、の形に改めて、次のように書いていただきます。

5. 門川町平城東〇の〇
  6. 門川町南ヶ丘〇〇〇の〇番地
  7. 門川町庵川東〇〇〇番地
- 以上のように、新しい行政区(町)名を使っていくことが、町役場、行政区(町)、郵便局、諸事業所、町民すべてが一体化して、誰にでもわかりやすい、そして、親しみのある住所となっていくこととしましょう。
- 郵便局では、来る十一月五日から、年賀葉書の売り出しを行ないますが、年一度の最も良い機会だと考えますので、是非、年賀状差出しの住所は、新しい住所の書き方をいたしましょう。
- もちろんのことですが、相手方の住所も、きちんと正しく書くことが大切です。また、郵便番号は、はつきりと□の中に書いてください。

投票率 83.66%

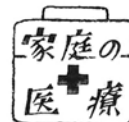
衆議院議員選挙  
最高裁国民審査 終る

第三十五回衆議院議員総選挙、並びに最高裁判所裁判官国民審査が去る、十月七日執行されましたが、衆議院選挙の不在者投票者は四二九名、国民審査にも三三九名の方が不在投票されました。投票率は前回の衆議院議員選挙八八、九四%を下廻る八三、六六%と低調ではありましたが、町選挙管理委員会において「明るい選挙」を執行させるため、有権者に啓発を進めて参ったのであります。

有権者の皆様の良識によって、管理執行上においても、又、選挙運動そのものも「明るい選挙」が行なわれたことを高く評価すると共に、各地区会長、立会人、各関係者の方々の御協力に対し深く感謝申し上げます。

又、新たな信託を受けて、当選されました方々には、私達一人一人の代表として住みよい郷土づくりの礎として活躍されることを願ってやみません。

## 子供の頭痛



これから冬に向かつて、かぜひきが増えてきます。かぜに頭痛はつきもの、頭痛が痛いときは



▽鼻水やせき、くしゃみなどを伴う単純なかぜの場合は、休養が第一。十分な栄養と睡眠でたいていは治ります。それでもなお頭痛や熱が続くときは、医師の診断をおおきましましょう。

また、急に高熱が出たり、ひきつけをおこしたり、発疹や吐き気、激しい腹痛が伴う場合は、早く医師にみてもらいましょう。

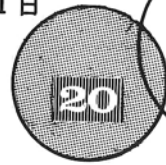
▽ぞくぞくするような寒気――悪寒は要注意です。直後に高熱を発することがあります。三十八度以上の熱が出たときは、水まくらなどで冷やしましょう。

また、ぬるま湯でタオルをしぼり、からだをふいてあげるとも熱が放散されるので効果があります。

## 成人式

参加申込み  
受付中

昭和34年4月2日  
昭和35年4月1日



門川町では来年一月十五日に新成人者を祝い励ます成人式々典を行ないますが、只今、式典参加者の申込みを受け付けています。

申込みをしない方には案内通知はもとより、成人証書、記念品等は差し上げられませんので、参加希望の方は必ず申込みをされますようお願いいたします。

成人式日時  
昭和五十五年一月十五日  
午前九時より

場所  
中央公民館

対象者  
昭和三十四年四月二日から昭和三十五年四月一日までに生まれた人



## ねんきん

### 国民年金の特例納付制度をご存じですか？

いま、国民年金の特例納付制度が実施されているのをご存知ですか。この制度は、一時の思い違いや、忙しさにまぎれたり、経済上の理由などから、当然強制適用被保険者の資格があるのに、国民年金にまだ加入していなかった人や、保険料を滞納して時効にかかり、年金権を失ってしまった人などについて、来年の六月末までに限って、未納の期間を払い込めば年金権が与えられるという、臨時の特例制度です。保険料を納めなかった期間について、一カ月につき

四千円の保険料を払い込めばよく期限内なら分納の方法も設けられています。

なお、明治四十四年四月一日以前に生まれた人や、サラリーマンの奥さんなど任意加入の人は、この特例納付はできません。

くわしくは、保険課年金係へおたずねください。



母子の会話

どうすれば、子供が自分から進んで勉強するようになるか、お母さん方にとっては悩みのタネでしょう。

知識や技術などは、教えることによって、ある程度は身につけさせることができますが、勉強する、しないの問題は「意欲」つまり「やる気」にかかわることですから、行儀作法をしつけるようにはいきません。

「やる気」は、本人の心の

## 学習意欲 毎日の生活体験を通して

要は、どのようにして子供に「やる気」を起させるか、どうしたら学習意欲を燃やしてくれるか――ということとす。

そこで、心得ておかなければならないのは、勉強に対する根気よく「物事をする性格は、

中に燃え上がる欲求です。お母さんが口ぐせのように「さあ勉強ノ勉強ノ」「ホレホレ……」「サッサと……」などと言いつけても、子供は本気で勉強に打ち込むようにはならず、とは限りません。

勉強に適した性格といつて

毎日、勉強から身につくというより、むしろ日常生活の中で習慣化され、形成されていくことが多いといえましょう。

お母さんのお手伝い、遊び、友だちとの交流などを通して、ふだんから「きちんと・すすんで・根気よく」やりとげる習慣を身につけさせ、物事をやりとげた感動を味わわせることが大切です。こうした体験が、勉強する意欲に結びつくのです。

勉強以外のことは無関心で、勉強のときだけ口やかましくハッパをかけるのは、効果的ではないようです。

## 免除保険料の追納を早く

国民年金の保険料は、失業したり、収入が少なかつたりして、納めるのがむずかしいときは、申請して免除を受けることができます。しかし、免除を受けると、将来老令年金を受けるときに、きちんと保険料を納めた人にくらべて三分の一の年金しか受けられません。

これを救済するために、免除を受けた期間の保険料を追納して、満額年金を受けられる道ができています。この追納は、免除を受けた期間から十年以内ならば、当時の保険料で納められますから、生活に余裕ができた免除者は、ぜひ保険料の追納をしてください。

# アツアツおじさん



交通安全ゲートボール大会で  
優勝した南町二区老人クラブ



## 寄付お礼

門川町栄ヶ丘、鍋島説雄さんは  
勤め先の九州木産社内で実施され  
ました交通安全標語コンクールに  
おいて入賞され、その副賞として  
いただいた式千円を交通遺児の皆  
さんに役立てて下さいとご寄贈く  
ださいました。

ここに厚くお礼申し上げます。  
使途につきましては、その主旨  
にそいまして活用させて頂きたい  
と存じます。

庵川東・戸高格治さんは、事故  
にあわれておりましたが、その補  
償金の一部、壹万円を社会福祉事  
業に役立て下さいと、ご寄贈いた  
だきました。

上の町 綱本次作さんは、老人  
福祉館に、お世話になるので、社  
会福祉事業にと、式千円のご寄贈  
下さいました。



門川酒友クラブ御一同様には、  
西日本野球大会に出場され、準決  
勝にて惜しくも敗れ、優勝を逸せ  
られました。出場に際し、寄附を  
頂かれた残金一万五千円を、社会  
福祉事業にと、ご寄贈下さいまし  
た。

ここに厚くお礼申し上げますと  
共に、その主旨にそいまして、有  
効に活用させて頂きます。

## 社会福祉法人

門川町社会福祉協議会

## ごめい福を祈る

| 死亡者氏名  | 年令 | 住所   |
|--------|----|------|
| 金丸 カラ  | 81 | 加草二区 |
| 白木 実   | 79 | 城屋敷  |
| 吉田 モチ  | 86 | 東栄町  |
| 田中 豊   | 69 | 上井野  |
| 古賀 タミ  | 85 | 特老   |
| 大杉 フジノ | 88 | 平城西  |
| 甲斐 道蔵  | 76 | 西栄町  |

## 香典返しお礼

|      |         |
|------|---------|
| 尾末東  | 故赤沢隆太郎殿 |
| 東栄町  | 故吉田モチ殿  |
| 三ヶ瀬  | 故吉田ラマチ殿 |
| 城屋敷  | 故白木 実殿  |
| 加草二区 | 故金丸カラ殿  |
| 上井野  | 故田中 豊殿  |
| 西栄町  | 故甲斐道蔵殿  |
| 庵川西  | 故園田太平治殿 |

右の方々には、不幸にして、ご  
逝去なされ、喪主の方より香典返  
しとして、金一封を社会福祉事業  
にとご寄贈いただきました。

ここに厚くお礼申し上げますと共  
に、故人のご冥福を心からお祈り  
申し上げます。

尚使途につきましては、その主  
旨にそいまして、社会福祉事業に  
活用させて頂きたいと存じます。

|         |        |
|---------|--------|
| 一金参拾万円也 | 赤沢千年殿  |
| 一金貳万円也  | 吉田重喜殿  |
| 一金貳万円也  | 吉田寿雄殿  |
| 一金五万円也  | 白木 格殿  |
| 一金五万円也  | 金丸 章殿  |
| 一金五万円也  | 田中ヨシエ殿 |
| 一金貳万円也  | 甲斐ヤエノ殿 |
| 一金貳万円也  | 園田康男殿  |

社会福祉法人  
門川町社会福祉協議会